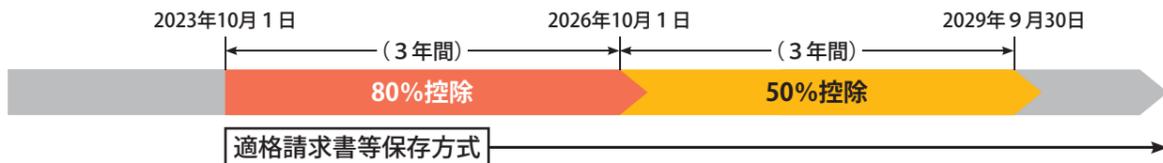


Q6 | 免税事業者からの仕入税額の控除には経過措置があるのか。

A | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、免税事業者（基準期間の課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除に必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんが、**区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の適用を受ける旨が記載されている場合には、下記の期間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。**



Q7 | 免税事業者は適格請求書等保存方式（インボイス制度）でどのような影響を受けるのか。

A | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、**取引先が仕入税額控除ができないことから、取引から排除されるのではないかと懸念の声がありますが、免税事業者が消費者に直接農産物を販売する場合や、取引の相手方が簡易課税事業者や免税事業者の場合、また、農協等の特例措置（Q4参照）の適用を受ける場合には仕入税額控除の問題は生じません。**また、**免税事業者に関する経過措置（Q6参照）も設けられています。**免税事業者はこのような経過措置を踏まえた上で、**自らの経営を考慮して課税事業者を選択することもできます。**

（**免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。**）

軽減税率制度等に関する相談窓口、支援制度について

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先：国税庁》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm> 軽減税率 国税庁 検索

消費税軽減税率電話相談センターのお問い合わせ（軽減コールセンター）

専用ダイヤル **0570-030-456** 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

- 軽減コールセンターのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すとつながります。
- 税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話で予約してください。
- 最寄りの税務署の連絡先、軽減税率制度（リーフレット等）、Q&A、関係法令、通達、ご質問、ご相談、説明会日程の各情報をお知らせしています。※各都道府県の税務署で開催する説明会は、どなたでも参加できます。

《農林水産省の相談窓口（消費税関係）》 <http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/soudan.html>

代表ダイヤル **03-3502-8111** 【受付時間】9：30～17：00（土日祝除く）

- 農業に関すること …… 経営局総務課調整室（内線：5110、syouhizei_tenka@maff.go.jp）
- 食品産業に関すること …… 食料産業局企画課（内線：4137、syouhizei_syokusan@maff.go.jp）
- 林業、木材・木製品製造業に関すること …… 林野庁企画課（内線：6064、syouhizei_rinya@maff.go.jp）
- 水産業に関すること …… 水産庁水産経営課（内線：6594、syouhizei_suisan@maff.go.jp）

《「消費税軽減税率対策」を分かりやすく説明した動画を公開：中小企業庁》

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/keigendouga.html>

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう、中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援※が行われます。

※詳細は「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

軽減税率対策補助金事務局

専用ダイヤル **0570-081-222**
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
<http://kzt-hojo.jp> 軽減税率対策補助金 検索

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤルまたはホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル **0570-200-123**
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

2019年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます ～軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります！～

2019年10月1日に消費税率が10%に上げられるに伴い、低所得者の負担を軽減するため飲食料品と新聞に対する軽減税率（8%）制度が実施され、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。これには、飲食料品の取扱い（売上）がない場合や免税事業者も対応が必要となる場合があります。軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備をお願いします。

このリーフレットでは、農業者の皆さんに特にご留意いただきたいことをわかりやすくQ & A方式で説明します。

軽減税率制度実施スケジュール

	2019年10月	2021年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
消費税率	8% (国6.3%、地方1.7%)	標準税率10% (国7.8%、地方2.2%) 軽減税率(飲食料品等) 8% (国6.24%、地方1.76%)			
仕入税額控除要件	請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可	区分記載請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可		適格請求書等保存方式 (インボイス制度) ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
				免税事業者からの課税仕入に係る経過措置 80%控除 50%控除	
請求書等の発行義務		請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可		適格請求書等の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
事業者登録					適格請求書発行事業者申請受付・登録開始

軽減税率（8%適用）の対象品目

まず、免税事業者の方も含めて、自分の取り扱う農産物等が軽減税率の対象かどうかを知ることが重要です。

軽減税率の対象は、「飲食料品（酒類及び外食を除く）」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」です。

軽減税率（8%適用）	標準税率（10%適用）
<ul style="list-style-type: none"> ● 米 ● 酒米 ● 野菜 ● 果物 ● 花（食用） ● 製菓材料の種子 ● 食肉 ● 農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料用米 ● 種もみ ● 日本酒 ● 花（観賞用） ● 栽培用の種子 ● 苗木 ● 肉用牛などの生きた家畜 ● 農家レストラン内での飲食（外食） ● ケータリング（相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供）
<ul style="list-style-type: none"> ● 送料（農産物価格に含まれている場合） ● 包装代（農産物価格に含まれている場合） ● いちご狩りで採ったいちごを土産用に販売 	<ul style="list-style-type: none"> ● 送料（農産物と別に請求する場合） ● 包装代（農産物と別に請求する場合） ● いちご狩りの入園料 ● 販売等手数料

軽減税率対象の飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるもの（食品表示法に規定する食品）です。

請求書等の記載と保存

ここでは、農業者Aさん（売手）からBスーパー（買手）が鉢花と野菜を仕入れた場合を例として、仕入税額控除に必要な書類の要件について説明します。
2019年10月1日から鉢花は標準税率（10%）になります。



1 請求書等保存方式 | 現行～2019年9月30日

帳簿と請求書等を保存する必要があります。
※記載事項を満たす領収書や納品書、レシート等、取引の事実を証する書類も認められます。
※取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入する等、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、帳簿に記載すれば仕入税額控除が認められます。

帳簿への記載事項	①課税仕入れの相手方の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額
請求書等への記載事項	①請求書発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額（税込） ⑤請求書受領者の氏名または名称

売上税額、仕入税額の計算方法
・取引総額に税率を乗じて計算する
324,000円 × 8/108 = 24,000円

請求書	
Bスーパー御中	
11月分	324,000円（税込）
11/1 鉢花	43,200円
11/1 野菜	162,000円
11/30 鉢花	64,800円
11/30 野菜	54,000円
合計	324,000円
	農業者A

2 区分記載請求書等保存方式 | 2019年10月1日～2023年9月30日

帳簿や請求書に、軽減税率の対象品目である旨の印等を記載する必要があります。

帳簿へ新たに記載する事項	⑤軽減税率の対象品目である旨
請求書等へ新たに記載する事項	⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額（税込）

売上税額、仕入税額の計算方法
・適用税率ごとの取引総額にそれぞれ税率を乗じて計算する
(10%対象) 110,000円 × 10/110 = 10,000円
(8%対象) 216,000円 × 8/108 = 16,000円
⇒ 10,000円 + 16,000円 = 26,000円

売手の農業者Aさんは、免税事業者であってもBスーパーから区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。Bスーパーは⑥⑦の情報が記載されていない請求書を受領した場合は、事実に基づいて自ら⑥⑦の項目に限りて追記することができます。

請求書	
Bスーパー御中	
11月分	326,000円（税込）
11/1 鉢花	44,000円
11/1 野菜	⑥ ※162,000円
11/30 鉢花	66,000円
11/30 野菜	⑥ ※54,000円
合計	326,000円
⑦ (10%対象) 110,000円	
(8%対象) 216,000円	
⑥ ※印は軽減税率対象商品	
	農業者A

3 適格請求書等保存方式（インボイス制度） | 2023年10月1日～

適格請求書等保存方式が導入されると「適格請求書等」の保存が必要となります。

「適格請求書」とは、必要な事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

請求書等へ新たに記載する事項	⑧登録番号 ⑨税率ごとの消費税額及び適用税率 ※⑦「税率ごとに合計した対価の額」は税抜または税込
----------------	--

売上税額、仕入税額の計算方法
新たに以下の方法による計算も選択できます。
・適格請求書に記載ある税額をすべて集計する
⇒ 10,000円 + 16,000円 = 26,000円

※仕入税額について、適用税率ごとの仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも可能。（売上税額を割り戻して計算する場合に限る。）

※不特定多数の者に対して販売を行う小売業等については、適格請求書の記載事項を簡易なもの（交付を受ける事業者の氏名・名称を省略する等）とすることができます。（適格簡易請求書）

請求書	
Bスーパー御中	
11月分	326,000円（税込）
11/1 鉢花	44,000円
11/1 野菜	※162,000円
11/30 鉢花	66,000円
11/30 野菜	※54,000円
合計	326,000円
消費税	26,000円
⑨ (10%対象) 110,000円	
内消費税 10,000円	
(8%対象) 216,000円	
内消費税 16,000円	
※印は軽減税率対象商品	
⑧ 農業者A 登録番号〇〇〇	

軽減税率制度

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の留意点

Q1 | 農協等の販売手数料の消費税率はどうなるのか。その経理はどうするのか。

A | 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、**農協等の販売手数料は標準税率（10%）が適用**されます。このため、これまで農業者の方は農協等の販売手数料を差引した額を課税売上とすることが可能でしたが、**今後は農協等の販売額を課税売上（8%）とし、販売手数料を課税仕入（10%）として別々に計上**する必要があります。

Q2 | 消費税率が売上（8%）と仕入（10%）で異なると、簡易課税事業者は不利益になるのではないかと。

A | 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、肥料や農薬等の仕入は標準税率（10%）が適用されます。現行、農業の簡易課税事業者（課税売上高5,000万円以下）の農林水産物の販売に係るみなし仕入率は70%ですが、**現行のみなし仕入率のままだと仕入税額が過小に算出されるなど**明らかな影響があることから、**食用の農林水産物の販売に係る事業者のみなし仕入率が80%に引き上げ**られます。

Q3 | 「適格請求書」とはなにか。発行は誰でもできるのか。

A | 2023年10月から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、仕入税額控除を受けるためには適格請求書等を保存することが要件になります。**適格請求書とは「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」**です。
適格請求書を発行するためには、**税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受ける必要**があります。この登録申請の受付は2023年10月1日から始まります。

Q4 | 卸売市場や農協等への委託販売の場合は適格請求書等の特例があると聞いたがどのようなことか。

A | 卸売市場や農協等を通じた出荷は、どの生産者の農産物かを把握せずに流通する仕組みとなっており、売り手である生産者自らが買い手を見つけて適格請求書を交付できない事情があります。このため、**卸売市場や農協等が販売の委託を受けて行う農林水産物の譲渡等（農協等については無条件委託方式※1・共同計算方式※2によるものに限ります）については、生産者の適格請求書等の発行義務は免除**されます。また、**買い手は卸売市場や農協等から交付を受けた書類の保存で仕入税額控除ができる特例が措置**されました。
（農協等の直売所で農産物等を委託販売する場合は、売り手と買い手が特定できるため、この特例の対象となりません。）
※1 無条件委託方式
生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託。
※2 共同計算方式
一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

Q5 | 直売所で農産物を委託販売する場合、適格請求書等の発行はどうするのか。

A | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、直売所で農産物を委託販売する場合、事業者（買い手）から適格請求書の交付を求められた時は、適格請求書発行事業者（Q3参照）である生産者（売り手）は適格請求書を交付しなければなりません。
このため、**直売所は委託されている生産者が適格請求書発行事業者か否かを確認**しておく必要があります。また、**生産者と直売所がともに適格請求書発行事業者である等一定の要件を満たす場合には、直売所が生産者に代わって直売所の登録番号等を記載した適格請求書を交付**することができる特例措置が講じられています。
直売所の対応としては、**適格請求書等を交付するサービスカウンターを設けたり、適格簡易請求書兼用のレシート等を常に発行**するなどが考えられます。直売所を利用する事業者は事前に登録してもらい、**月1回等一定の期間内に行った取引分をまとめて適格請求書**を発行することもできます。生産者と直売所経営者の間でよく話し合ってください、現場にあった対応をご検討下さい。